

平塚市の学校給食費について

学校給食費の仕組み

学校給食を提供するに当たり、保護者の皆様には給食の食材費相当分を負担いただいています。その他の給食を調理するための経費(調理施設・設備の維持管理費や調理員の人件費など)は、平塚市が負担しています。



学校給食費の金額

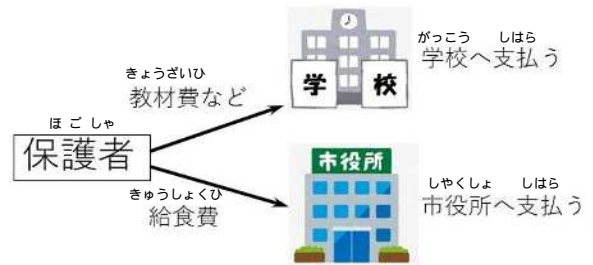
学年によって、提供される給食の量は異なりますが、小学校6年間食べると想定し、どの学年も、同じ金額にしています。(令和6年度予定金額)

給食の内容	全て食べられる	飲用の牛乳を除いて 食べることができる	飲用の牛乳のみ 飲むことができる	全てを食べることができない
小学校給食費 (月額)	4,300円	3,310円	990円	0円

給食の内容は、食物アレルギーや宗教の対応によって決まります。

学校給食費のお支払い

学校給食費は市にお支払いいただきます。給食の提供が無い8月を除き、月の末日の平日(末日が休日の場合は翌平日)に、口座振替でお支払いいただくことを原則としています。



学校給食費の決定額・振替日は、入学後に学校を通じてお知らせします。

小学1年生の4月の給食提供回数は他学年と比べて少ないため、他学年より減額して徴収します(減額の手続きは不要です)。

小学1年生の学校給食費の口座振替は、4月分と5月分を併せ5月末日に口座振替します。

口座振替の開始には1~2か月の期間が必要です。口座振替の準備が整うまでは保護者宛てに納付書を郵送します。

お手数ですが、金融機関窓口、コンビニエンスストアなどでお支払いください。

学校給食費の援助

経済的な理由により児童の就学費用にお困りの方に対して学校給食費などを援助する就学援助制度があります。希望する方は、お子さんが通学する学校に申請してください。

てつづ 手続き

「学校給食の提供を受けること」、「学校給食費をお支払いいただくこと」を明確にするため、「学校給食に関する承諾書」などを提出していただきます。また、口座振替に関する手続きをお願いいたします。

小学校入学時に登録していただいた情報は中学校でもそのまま引き継ぎます。
食物アレルギーや宗教の対応が必要な場合は、学校に相談してください。

ていしゆつ しよるい 提出していただく書類

下記のAとBを重ねてホチキス止めし、入学式の日原則、学校へ提出してください。

きゆうしよく ていきよう ひつよう しよるい A: 給食の提供のために必要な書類

がっこうきゆうしよく かんするしやうだくしよ がっこう はいふ 学校給食に関する承諾書(学校で配布したもの)

「児童が学校給食の提供を受けること」と、「保護者に、学校給食費をお支払いいただくこと」を承諾していただく書類です。

こうざふりかえ かいし ひつよう しよるい B: 口座振替を開始するために必要な書類

ひらつかしががっこうきゆうしよくひこうざふりかえいらいしよ 平塚市学校給食費口座振替依頼書、

ひらつかしががっこうきゆうしよくひこうざふりかえとどけでしよ がっこう はいふ 平塚市学校給食費口座振替届出書(学校で配布したもの)

ゆうちょ銀行を除く金融機関の口座で振替する手続きに必要な書類です。との2枚とも記入して、はコピーをとって保管してください。とを、の承諾書と併せて学校へ提出してください。

ゆうちょ銀行の口座で振替する方は、この様式は使えません。の説明をご覧ください。

この様式は、保護者に代わって、学校給食課が各金融機関へ提出します。

金融機関の窓口で持参しても受付できません。

ひらつかしさいにゆうきんとうこうざふりかえいらいしよけん ぎんこうじどうはらいこみりようもうしこみしよ きにゆうれい はいふ 平塚市歳入金等口座振替依頼書兼ゆうちょ銀行自動払込利用申込書(記入例のみ配布)

「ゆうちょ銀行の口座で振替する方」の手続きに必要な様式です。

この様式は平塚市内の郵便局の窓口で配布・受付しています。

郵便局の窓口で記入いただき、そのまま郵便局の窓口へ提出してください。「お客様控」が返却されるので、コピーをとっていただき、お客様控のコピーを承諾書と併せて、学校へ提出してください。

た こうざふりかえ かん 【その他、口座振替に関すること】

○4月時点で同じ学校に通うきょうだいがいて、同じ口座で振替する場合は、提出は不要です。

手続きはQ&AのA6を参照

「きょうだいで振替する口座を分けたい方」は、「様式」と、または「(お客様控のコピー)」の、どちらかを提出してください。

○印鑑レス口座やインターネット口座の場合は、記入例を参考に様式の余白に「印鑑レス」等、補記してください。

また、印鑑レス口座でも、認印が必要な場合や、金融機関から本人確認のためのメールが届くことがあります。メールが届いた場合は承認をしてください。

手続きの詳細は、金融機関によって異なるため、各金融機関にてご確認ください。

がっこうきゅうしょく ひ かん
学校給食費に関する Q&A

Q1 学校給食に関する承諾書は、必ず提出しなければならないのですか？

A1 はい。児童1人につき1枚、承諾書を提出してください。食物アレルギーや宗教の対応により、学校給食の全てを食べられない場合にのみ、承諾書ではなく、学校給食辞退届を提出していただきます。

Q2 口座振替できる金融機関を教えてください。

A2 口座振替できる金融機関は下記のとおりです。ネット銀行では振替できません。

全国の、どの店舗でも振替できる金融機関	平塚支店のみ振替できる金融機関
ぜんこく 全国の、どの店舗でも振替できる金融機関 かながわぎんこう しずおかぎんこう しずおかちゅうおうぎんこう 神奈川銀行・静岡銀行・静岡中央銀行 しやうなんのうきようどうくみあい す がぎんこう ちゆうえいしんようきんこ 湘南農業協同組合・スルガ銀行・中栄信用金庫 ちゆうおうろうどうきんこ ちゆうなんしんようきんこ ひらつかしんようきんこ 中央労働金庫・中南信用金庫・平塚信用金庫 みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行 みつびしゆ-えふじいしんたくぎんこう 三菱UFJ信託銀行・ゆうちょ銀行・横浜銀行	ひらつかしてん ふりかえ きんゆうきかん 平塚支店のみ振替できる金融機関 かながわけん い ししんようくみあい 神奈川県医師信用組合 かながわけん し かい ししんようくみあい 神奈川県歯科医師信用組合 よこはまこうぎんしんようくみあい 横浜幸銀信用組合

Q3 保護者ではない人の口座からの口座振替はできますか？

A3 可能です。例えば、祖父母名義の口座から、口座振替ができます。ただし、【納入義務者は保護者】ですので、記入の際は注意してください。

Q4 学校窓口での現金支払いはできますか？

A4 学校では、学校給食費をお支払いできません。

Q5 就学援助や生活保護により、学校給食費の支給を受けている場合でも、口座振替の手続きが必要ですか？

A5 支給の種類に関わらず、口座振替の手続きをお願いします。

Q6 子どもが入学します。上の学年にきょうだいがいいて、既に学校給食費を口座振替で支払っています。その場合、口座振替に関する手続きは必要ですか？

A6 同じ学校に通う上の学年のきょうだいと同じ口座で振替する場合は、口座振替に関する手続きは不要です。

様式「学校給食に関する承諾書」の「納付方法」には「上の学年のきょうだいと～」にチェックし、上の学年のきょうだいの学年、氏名を記入してください。

きょうだいで、振替する口座を分ける場合は、口座振替に関する手続きをお願いします。

Q7 就学援助や生活保護により、学校給食費の支給を受けている場合でも、学校給食費の支払いは発生しますか？

A7 支給開始以降の支払いは不要になります。ただし、就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、「4月分から、就学援助認定通知書が交付される月までの学校給食費」は、一旦お支払いいただきます。

認定された場合は、認定の対象期間で、既にお支払いいただいた学校給食費を還付(口座振込で返金)

または、未納がある場合は未納月に充当をします。

Q8 残高不足などの理由で口座振替での支払いが出来なかった場合は、どう支払えばよいでしょうか。

A8 未納の扱いとなり、口座振替の実施後20日以内を自途に督促状と納付書をお送りしますので、金融機関窓口などでお支払いください。

納付書でのお支払いは手間がかかりますし、遅延損害金(一般にいう延滞金)が発生することがあります。口座振替には、給与の振込先など、生活費の管理に使っている口座を指定してください。

Q9 様式 の【保護者】には誰の氏名を記入すれば良いでしょうか。

A9 児童が属する世帯の世帯主の氏名を記入してください。

Q10 様式 「学校給食に関する承諾書」には保護者の住所欄がありませんが、督促状などの宛先は、どうなりますか？

A10 学校給食費に関する個別の通知は、市が把握している保護者の情報(学齢簿情報)の住所・宛名に、郵送でお送りします。なお、市が把握している保護者の情報は、住民記録の情報を定期的に適用しているため、住所などの変更があった場合でも、給食に関する変更手続きは不要です。

Q11 様式、または の【納入義務者】には誰の氏名を記入すれば良いでしょうか。

A11 様式 「学校給食に関する承諾書」における【保護者】の氏名を【納入義務者】に記入してください。

Q12 学校で配布された用紙を、書き損じ・紛失してしまった。

A12 書き損じた部分を訂正するには、取り消し線を引いて訂正印を押してください。修正液・修正テープで修正されたものは、再提出が必要になります。用紙の再配布については学校にお問い合わせください。また、様式は平塚市ウェブサイトから印刷もできます。

Q13 各書類に、鉛筆での記入したものは認められるか。

A13 鉛筆や、擦って文字が消えるボールペンなど、容易に訂正できてしまうものではなく、ボールペンなどで記入してください。

Q14 学校給食費は、どんなときに減額されますか。

A14 「5日以上長期欠席」「年度途中での転入・転出」「年度の途中で給食の一部を辞退する」などの場合に減額されることがあります。あらかじめ、書類を提出いただくことが原則のため、上記に該当することが見込まれる場合は、速やかに学校に連絡してください。

問い合わせ先

平塚市教育委員会学校給食課 直通電話 0463-35-8119

インターネットでの問い合わせは、平塚市ウェブサイトの「お問い合わせフォーム」よりお願いします。

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/page-c_02560.html

(ページ下部の【お問い合わせフォームへ】をクリック)